

**岩手県産木材を活用した
いわて県民情報交流センター木質化事業**

企画提案審査要領

**令和 3 年 5 月
岩 手 県**

岩手県産木材を活用した いわて県民情報交流センター木質化事業企画提案審査要領

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県産木材を活用したいわて県民情報交流センター木質化事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、次に掲げる審査内容に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目	審査の観点	配点	
1 企画提案 内容が優れて いること	本業務の目的等、県の意図を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であると認められるか。	20	80
	掲示物、展示効果や移動時の操作性など機能上支障がないか。	20	
	県産木材の普及啓発及び「いわての森林づくり県民税」活用事業の趣旨に合致しているか。	20	
	デザインが独創的であるとともに、施設の外観や内装と調和するデザインとなっているか。	20	
2 業務実施 に十分な体制 を有すること	過去の業務実績や業務執行体制等の内容から、提案内容の業務を十分に実施する能力があると認められるか。	10	10
3 見積りが適 正であること	予算の範囲内で見積りが行われているか。 また、積算単価、数量が適正かつ経済的であり、提案内容との整合性等がとれているか。	10	10
計		100	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等により審査を行う。提案者の出席によるプレゼンテーションを実施する。ただし、状況に応じては書面審査を行うこととする。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 上記(2)の評点の合計に基づき、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

区 分	10 点の項目	20 点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題ない（中位点）	6	12
やや問題あり（一部修正が必要）	4	8
問題あり（大幅修正が必要）	2	4
採用できない	0	0